

尾張旭市議会行政調査・視察受入れに伴う費用徴収基準

（趣旨）

尾張旭市議会が行政調査・視察を受け入れ、尾張旭市が保有している行政情報を提供する場合において、費用を徴収するものとする。

（徴収対象となる行政調査・視察）

尾張旭市議会が受け入れ、職員等が説明及び資料配付する行政調査・視察とする。

（徴収対象者）

公共団体の議員及び随員職員等とする。

（徴収費用）

尾張旭市議会は、行政調査・視察受入れの際の資料等に係る費用として、1人当たり500円を徴収する。

（徴収の免除）

次の場合に費用を免除することができる。ただし、過去2年以内に尾張旭市議会議員が行った行政調査において費用を徴収された公共団体は除く。

- 1 愛知県内の公共団体の議員及び随員職員等
- 2 過去2年以内に尾張旭市議会議員が行政調査を行った実績がある公共団体
- 3 行政調査・視察受入日から半年以内に尾張旭市議会議員が行政調査を行うことが決定している場合
- 4 その他議長が認める場合

（徴収事務）

費用の徴収に係る事務は、議会事務局において行う。

（実施時期）

令和7年4月1日以降に受け入れる行政調査・視察から適用する。